# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神 障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評 価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島県は、精神障害者保健福祉手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。

・当該システムの保守業務を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項に従い、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

広島県知事

### 公表日

令和1年6月28日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務			
②事務の概要	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定程度の精神障害の状態にある方に対して精神障害者保健福祉手帳を交付し、交付台帳の整備等を行っている。 【具体的事務】 ・手帳の交付、更新、障害等級変更、再発行、氏名・居住地変更及び返還に関する事務。 ・精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務。			
③システムの名称	精神保健福祉システム,団体内統合宛名システム,中間サーバ			

#### 2. 特定個人情報ファイル名

精神障害者保健福祉手帳ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表第一 14の項

・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第14条第6号から第12号まで

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 10の項, 14の項, 16の項, 20の項, 27の項, 28の項, 31の項, 53の項, 54の項, 55の項, 56の2の項, 57の項, 79の項, 85の2の項, 106の項, 116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号二, 同条第3号二, 同条第4号, 第20条第2号口, 同条第6号, 第21条第1号口, 同条第2号口, 同条第3号, 第22条第1号口, 同条第2号から同条第10号まで, 第28条第1号口, 同条第2号から同条第10号まで, 第29条第2号, 第30条第4号, 第31条第4号口, 第42条第2号, 第53条第1号口, 同条第2号口, 同条第2号口, 同条第3号口 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 25の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第18条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

c 自 le 体 c 行业 B				
広島県健康福祉局 健康対策課 広島県立総合精神保健福祉センター				
健康対策課長 総合精神保健福祉センター所長				

#### 6. 他の評価実施機関

呉市, 三原市, 尾道市, 福山市, 東広島市, 廿日市市

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

広島県立総合精神保健福祉センター 総務企画課 (所在地)〒731-4311広島県安芸郡坂町北新地二丁目3-77 (電話番号)082-884-1051 広島県総務局総務課 情報公開グループ (所在地)〒730-8511広島市中区基町10-52 (電話番号)082-513-2380

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 広島県立総合精神保健福祉センター 総務企画課 (所在地)〒731-4311広島県安芸郡坂町北新地二丁目3-77 (電話番号)082-884-1051

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			27年10月31日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	平成	27年10月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		]	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価		重点項目評	『価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 頁目評価書において、リスク	全項目評価書	
されている。							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除ぐ			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱い	の委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供		]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[ <b>O</b> ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行って2) 十分に行っている	ている	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	健康対策課長 布施 淳一	健康対策課長 海嶋 照美	事後	人事異動に伴う所属長名変更
令和1年6月28日	I.5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	健康対策課長 海嶋 照美 総合精神保健福祉センター所長 佐伯 真由美	健康対策課長総合精神保健福祉センター所長	事後	特定個人情報保護評価指針 の見直しにより様式が改訂さ れたため
令和1年6月28日	Ⅳ.リスク対策	記載事項なし	リスク対策の実施状況を追加	事後	特定個人情報保護評価指針 の見直しにより様式が改訂さ れたため